

令和5年度

第7回豊頃町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年12月22日（金）午後3時00分～午後3時40分
2. 開催場所 豊頃町役場4階 委員会室
3. 委員の出欠 出席 13人 欠席 1人

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	山 崎 仁 志	欠	8	加 島 富 浩	出
2	日 下 貴 弘	出	9	森 川 聡	出
3	川 口 亜矢子	出	10	田 頭 綾 子	出
4	熊 野 信 夫	出	11	山 田 雅 江	出
5	相 澤 博 美	出	12	間 所 明 暁	出
6	河 崎 正 己	出	13	相 澤 和 幸	出
7	永 原 和 也	出	14	井 下 睦 男	出

4. 議事日程 議案第1号 土地の現況証明願について
議案第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第4号 農用地利用集積計画の作成の要請について
議案第5号 農業振興地域整備計画の変更に関する意見について
5. 臨 席 者
6. 事 務 局 林谷一徳事務局長 笠間一秀事務局次長 岡部真由美事務員
7. 署名委員 議席2番 日 下 貴 弘 議席13番 相 澤 和 幸

局 長	皆さんお忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。 本日の総会開催にあたりまして、1 番山崎代理から欠席する旨連絡がありましたのでご報告いたします。 それでは、只今から第 7 回農業委員会総会を開催致します。 始めに農業委員会憲章を朗唱しますので、ご起立願います。 (豊頃町農業委員会憲章を朗唱する)
局 長	ありがとうございました。ご着席下さい。 それでは、ここで井下会長からご挨拶を頂きます。 (挨拶趣旨)
井下会長	今年も残すところ後 10 日余りとなりました。委員の皆さんには、年末のお忙しい中、本日の総会にご出席いただきまして、大変ありがとうございます。 今年は、農業委員の改選もありましたが、1 年間皆さんと共に農業委員会の仕事を無事終了することができましたことを、厚くお礼申し上げたいと思います。 今日は、総会終了後に予定もあり、いろいろ準備等ございますので、早速総会を始めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。
局 長	ありがとうございました。 それでは、井下会長の進行により総会を進めてまいります。よろしくお願い致します。
議 長	それでは、議事録署名委員の指名をさせていただきます。議席番号 2 番、日下貴弘委員、13 番 相澤和幸委員にお願いしたいと思います。 それでは、事務局から経過報告等をお願いします。
局 長	(経過報告書により報告をする。)
議 長	只今の経過報告等ございましたが、何かご質問等ございませんか。
委 員	(ありません。)
議 長	無いということですので、早速議事に入らせていただきます。 議案書 1 ページになります。議案第 1 号「土地の現況証明願について」を議題と致します。事務局、「番号 1 番」の説明をお願いします。
次 長	議案第 1 号「土地の現況証明願について」ご説明いたします。下記の土地の現況証明願がありましたので、ご審議を求めるものでございます。 それでは、「番号 1 番」について説明いたします。土地について

	は、 面積は、合計 m²、調査地目は雑種地です。土地の所有者及び申請者は、 さん。申請目的は、地目変更登記のためです。申請位置図を 9 ページに添付しておりますので、ご確認ください。 以上で「番号 1 番」の説明を終わります。
議 長	只今、事務局から説明がありましたが、この件につきましては、12 月 8 日に現地調査を行っております。地元委員であります森川委員から説明願います。
委 員	9 番です。地目変更登記のための証明であります。現地調査において農地として使用できない状況であることを確認してきましたのでご審議お願いいたします。
議 長	森川委員から説明がありましたが、この件について、何かあれば受け賜わりたいと思いますが、ございませんか。
委 員	ありません。
議 長	無いということですので、このように決定させていただきます。 続きまして、議案書 2 ページになります。議案第 2 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」を議題と致します。事務局、説明をお願いします。
次 長	議案第 2 号「第 18 条第 6 項の規定による通知について」ご説明いたします。法の規定により農地等の賃貸借設定の合意解約の通知がありましたので、ご審議を求めるものでございます。 なお、「番号 1 番から番号 5 番」まで、すべて引き渡しを行う 6 か月以内の合意であり適正であると判断します。 それでは、「番号 1 番及び 2 番」について、農地法による賃借権の設定がされていた案件で、「番号 1 番」の設定を受けていた方は、 、「番号 2 番」の設定を受けていた方は、 、設定をしていた方は、いずれも、 さん、土地については記載のとおりです。 が売買を希望されたため解約するもので、合意解約の成立日及び土地の引渡日は令和 5 年 12 月 1 日です。 続きまして、議案書 3 ページ「番号 3 番から 5 番」について、基盤強化法による賃借権の設定がされていた案件です。「番号 3 番」の設定を受けていた方は、 さん、「番号 4 番及び 5 番」の設定を受けてい

		た方は、さん。設定をしていた方は、いずれも さん、土地につきましては、記載のとおりです。さんが売買を希 望されたため解約するもので、合意解約の成立日及び土地の引渡日は、令和 5 年 12 月 1 日です。 以上で「番号 1 番から 5 番」の説明を終わります。
議	長	只今、事務局から説明がございましたが、この件について何かあれば受け 賜りたいと思いますが、ございませんか。
委	員	ありません。
議	長	無いということですので、このように決定をさせていただきます。 続きまして議案書 4 ページになります。議案第 3 号「農地法第 3 条の規 定による許可申請について」を議題と致しますが、本案件、 には退席をお願いします。 (退席する) それでは、再開します。事務局「番号 1 番」の説明をお願いします。
次	長	議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について（所有権移 転）」ご説明いたします。 下記の件につきまして、農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転 による権利の設定許可申請がありましたので、ご審議を求めるものでござ います。本案件は、権利を設定後、権利を有するすべての農地を使用するこ と、機械・労働力・技術・農作業従事要件など農地法第 3 条第 2 項の許可を しない要件に該当しないため、許可の要件を全て満たしていることを申し 添えます。 それでは「番号 1 番」についてご説明いたします。譲渡人は、 さん、譲受人は、さんです。土地について は、、公簿・現況共に「畑」で、面積は合計 m²です。 経営内容以降については、ここに記載のとおりとなっております。価格は総 額 円で 10a 当たり 円です。 申請位置図を 10 ページに添付しておりますので、ご確認ください。 以上で「番号 1 番」の説明を終わります。
議	長	只今、事務局から説明がありました。この件につきましては、11 月 16 日 に現地調査を実施しております。地元委員であります河崎委員の方からご 説明をお願いします。
委	員	6 番です。この案件につきましては、先ほど合意解約がされました と

	の間の土地でして、にに伴い、さんが、売買を希望し、今回に至りました。元々3条で賃貸契約されていたことから、3条での売買となりました。問題無いと思われますが、よろしくご審議お願いします。
議 長	只今、河崎委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委 員	ありません。
議 長	無いということですので、このように決定させていただきます。 暫時休憩いたします。 (復席する)
	それでは、再開します。に申し上げます。「番号1番」につきまして、原案のとおり決定されましたので報告させていただきます。 続きまして、議案書5ページになります。議案第4号「農用地利用集積計画の作成の要請について」を議題とします。 「番号1番」の案件ですが、に関係する案件ですので、には退席をお願いします。 (退席する) それでは、再開します。事務局「番号1番」の説明をお願いします。
次 長	議案第4号「農用地利用集積計画の作成の要請について」ご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定により、農業経営改善計画認定農家を相手とする利用権設定等の利用関係を調整した結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、下記の農用地利用集積計画をもって豊頃町長に対し農用地利用集積計画の作成を要請することについてご審議を求めます。 本議案の案件は農業経営基盤強化促進法に関する基本構想に適合し、農用地を効率的に利用しなければならない点など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する農用地利用集積計画作成の各要件を満たしているものと考えます。 それでは議案書6ページをご覧ください。「番号1番」についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方はさん、設定をする方はさんです。土地については、地目は公簿、現況共に「畑」で、面積は合計㎡、利用権設定等の種類は売

	買による所有権移転で、移転の時期は令和 5 年 12 月 27 日公告の日、対価の支払い期限は令和 5 年 12 月 28 日です。価格は 円、10a 当たり 円で支払い方法は記載のとおりです。申請位置図については 11 ページに添付しておりますのでご確認ください。 以上で「番号 1 番」の説明を終わります。
議 長	只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては、11 月 16 日に現地調査、12 月 8 日に調整会議を取り行っております。調整委員長には間所委員がなっておりますので、間所委員からご説明願いたいと思います。
委 員	12 番です。事務局から説明があったとおりで、地元の方も問題無いということですので、よろしくご審議をお願いします。
議 長	只今、間所委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委 員	ありません。
議 長	無いということですので、このように決定させていただきます。 暫時休憩いたします。 (復席する) それでは、再開します。 に申し上げます。「番号 1 番」につきまして、原案のとおり決定されましたので報告させていただきます。 続きまして、「番号 2 番」について、事務局説明をお願いします。
次 長	「番号 2 番」についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は さん、設定をする方は さんです。土地については 、地目は公簿、「畑」・「田」、現況は「畑」です。面積は合計 m²。利用権設定等の種類は売買による所有権移転で、移転の時期は令和 5 年 12 月 27 日公告の日、対価の支払い期限は令和 6 年 7 月 31 日です。価格は総額 円、10a 当たり 円で支払い方法は記載のとおりです。 申請位置図を 12 ページに添付しております。塗りつぶしで表示している所が本件の対象地ですので、ご確認ください。 以上で「番号 2 番」の説明を終わります。
議 長	只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても、11 月 16 日に現地調査、12 月 8 日に調整会議を取り行っております。調整委員長には間所委員がなっておりますので、間所委員からご説明願いたいと思い

	ます。
委 員	12 番です。 と の間で売買が執り行われることとなりまして、地元としても問題無いということです、よろしくご審議お願いします。
議 長	只今、間所委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委 員	ありません。
議 長	無いということです、このように決定させていただきます。 続いて「番号 3 番」の説明を事務局お願いします。
次 長	「番号 3 番」について説明いたします。利用権の設定を受ける方はさん、設定をする方は、 さん。土地については、地目は公簿、「田」・「原野」・「畑」で、現況は「畑」です。面積は合計 m ² 。利用権設定等の種類は売買による所有権移転で、移転の時期は令和 5 年 12 月 27 日公告の日、対価の支払い期限は令和 6 年 7 月 31 日です。価格は総額 円、10a 当たり 円で支払い方法は記載のとおりです。 申請位置図は 12 ページをご覧ください。斜線で表示した所が本件の対象地ですので、ご確認ください。 以上で「番号 3 番」の説明を終わります。
議 長	只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても、11 月 16 日に現地調査、12 月 8 日に調整会議を取り行っております。調整委員長には森川委員がなっておりますので、森川委員からご説明願いたいと思います。
委 員	9 番です。内容につきましては、事務局から説明があったとおりです。いままで、 と の間で賃貸契約が組まれておりました。今回、 の意向もあり売買となりました。地域においても何ら問題無いと思われます。よろしくご審議お願いします。
議 長	只今、森川委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委 員	ありません。
議 長	無いということです、このように決定をさせていただきます。 続きまして議案書 7 ページになります。議案第 5 号「農業振興地域整備

	計画の変更に関する意見について」を議題と致します。 事務局「番号 1 番」について説明をお願いします。
次 長	議案第 5 号「農業振興地域整備計画の変更に関する意見について」ご説明いたします。このことについて、次により豊頃町長から農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定により諮問がありましたので、農業委員会等に関する法律第 38 条第 1 項の規定により意見を附したいのでご審議願うものです。 それでは、議案書 8 ページ「番号 1 番」です。土地の表示は、 で、 地目は、公簿「畑」、現況は「雑種地」で、面積は m^2。変更申請者は、 さんです。申請目的は、農家住宅建設のためで、現在の用地区分は農地ですが、変更し農用地区域から除外するものです。農地に農家住宅を建設するには、農業振興地域整備計画を変更することが必要であるから、ご審議願うものです。 申請位置図を 13 ページに、14 ページに配置図、15 ページに平面図をそれぞれ添付しておりますので、ご確認ください。 以上で「番号 1 番」の説明を終わります。
議 長	只今、事務局から説明がありましたが、この件につきましては、11 月 16 日に現地調査を実施しております。地元委員であります加島委員から説明をお願いします。
委 員	8 番です。只今、事務局から詳細な説明があったとおりでございまして、後継者の住宅を建てるということなので、問題無いかと思われますので、よろしくご審議お願いします。
議 長	只今、加島委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委 員	ありません。
議 長	無いということですので、このように決定させていただきます。 続いて「番号 2 番」の案件ですが、 に 関係する案件ですので、 には退席をお願いします。 (退席する) それでは、再開します。事務局「番号 2 番」の説明をお願いします。
次 長	「番号 2 番」について説明いたします。土地の表示は、 で、 地目は、公簿「宅地」、現況「宅地」で、面積は m^2。変更申請者は、

	さんです。申請目的は、農家住宅建設のためで、現在の用地区分は農業用施設用地で、農用地区域から除外することが必要であることから、ご審議願うものです。 申請位置図を 16 ページに、17 ページに配置図、18 ページに立面図をそれぞれ添付しておりますので、ご確認ください。 以上で「番号 2 番」の説明を終わります。
議 長	只今、事務局から説明がありましたが、この件につきましては、12 月 8 日に現地調査を実施しております。この件につきましては、間所委員から説明をお願いします。
委 員	12 番です。内容につきましては、事務局から説明があったとおりです。 が住宅を新築するということで、場所等につきましても何ら問題無いと思われまますので、よろしくご審議をお願いします。
議 長	只今、間所委員から説明がございましたが、若干補足ですが、公簿・現況共宅地になっていますが、農業振興計画で農業施設用地となっているため、これを除外しないと建築できないということで、産業課からの案件で、本来宅地の土地であるので、関係は無いところですが、振興計画から除外するため、農業委員会からの意見が必要であることから、今回の議題となりました。この件について何かご質問等あれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委 員	ありません。
議 長	無いということですので、このように決定させていただきます。 暫時休憩いたします。 (復席する) それでは、再開します。 に申し上げます。「番号 2 番」につきまして、原案のとおり決定されましたので報告させていただきます。 本日の議案の審議は以上となります事務局から連絡事項等がございます。
事 務 局	(要旨) ・忘年会 ・その他
議 長	只今、事務局からの連絡事項等がありましたが、何かご質問等ございませんか。よろしいですか。

委 員	ありません。
局 長	はい。それでは、本日の総会を終了させていただきます。閉会にあたり 井下会長 からご挨拶をいただきます。
会 長	(閉会の挨拶) 本日の総会、皆様のご協力を頂き全ての議案終了することができました。本日は、忘年会ということで、みなさんとは委員の歓送迎会以来の会です。十分に懇親を深めていただきたいと思います。移動ですが、くれぐれも車に気を付けて移動していただきたいと思います。また、来年も、皆さまのご協力を得ながら 1 年間やっていきたいと思いますので、よろしくお願いします。 本日は、大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。 閉 会